弘前市パートナーシップ宣誓制度(案) パブリックコメントの結果一覧

募集期間:令和2年9月15日~令和2年10月14日

受付件数:63件(61名(市内53、市外8)、2団体(市内))

意見件数:89件

反映状況

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
15件	2件	1件	9件	6 2 件	8 9 件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

受付	意見	区分	意見の概要	意見への記載内容(原文、抜粋)	市の考え方
			・名称について	・名称は「弘前市パートナーシップ宣誓制度」となっています	・本制度は、双方又は一方が性的マイノリティのお二人を対象
2	1	反映困難		が、「弘前市同性パートナーシップ宣誓制度」とした方がわか	として実施するものであり、戸籍上の「同性」に限定するもの
2	1	及欧四無		りやすいと思うのですが。	ではありませんので、現行のままとします。
				・「弘前市パートナーシップ宣誓制度」ではなく、「弘前市パー	・「弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」とし
46	2	文章修正等		トナーシップの取扱いに関する制度(要綱)」にしてほしいで	て制定する予定です。
10	2	入平砂正寸		す。	
			1. 制度導入の	・パートナーシップ宣誓制度について賛同いたします。当事者	・本制度により、生きづらさを感じている方々の不安な思いを
1	3	その他	趣旨、背景につ	にとって実りある制度になることを願っています。	少しでも軽減・解消できること、本制度を契機に市民の間に理
			いて(導入に賛		解と共感が広がることを市として期待しています。
			成するもの)	・「多様性」を認め合って自分らしく生きられる地域といわれ	・当事者の方々やご家族、支援される方、すべての人にとって
				て連想される知性と暖かさは、弘前のイメージアップにつな	弘前市が住みよい地域であると感じていただけるよう、取り
				がると思います。	組んでいきます。
9	4	その他		・差別と偏見は一度にはなくならないのでリスクを恐れ宣誓	
	1	CONE		する人が少ないという結果であっても、この制度ができるこ	
				とで人知れず励まされている人にとっての影響の大きさを想	
				像し、この度の提案を意義深いことと考えています。	
				・東北初のパートナーシップ制度の誕生、当事者としてとても	
10	5	その他		嬉しく思います。	
				・東北で先駆けて弘前市が「パートナーシップ宣誓制度」を導	
19	6	その他		入することに賛成の意を表します。	
				・同性愛者の友人がいます。若い人のなかでも自分の性に違和	

			感を感じて悩んでいる人がけして少なくないことを実感して
			います。そうしたことで責められるのではないか笑われるの
			ではないかと公表できない人が大勢いるはずです。世間での
			認知が進んでいないことが大きな要因ではないでしょうか。
			・市など公の機関が率先して「すべての人が住民としてのあた
			りまえの対応を認められる」「同性愛はけして異常ではない」
			とアピールしてくれることはとても大切です。
			・数年前に、弘前市在住のトランス男性が、もうこの街では生
			きていけないと都会に行きました。彼だけでなく、毎年、毎年、
			生きにくさを理由に青森を去っていく人の姿を見送っていま
			す。
20	7	その他	・弘前市のパートナーシップ宣誓制度が導入されるニュース
20	, '	C 42 IE	は、本当に大きな希望となっています。私だけでなく私の周囲
			の人も、弘前市に住みたいと言っている人は複数います。弘前
			市の決断はひとりひとりの人権を尊重したものだと市民のみ
			ならず多くの人に届いています。
			・私の周りには弘前市出身の当事者の友人も多くおりますが、
			パートナーシップ制度導入のニュースを見て、地元に戻って
			または残って暮らす希望が持てたと話しておりました。パー
27	8	その他	トナーシップ導入に踏み切ってくださり本当にありがとうご
			ざいます。
			・この制度の提案に賛同するだけでなく、弘前市でこの制度が
45	9	その他	案で終わることなく、正式に成立することを願っています。

	1		
			・この制度が成立することでその土地で生きる誇りとなり、力
			となるのをみてきました。また当事者が家族となり、幸せに暮
			らせるというシンプルだけれども、それが制度として認めら
			れるということは、とても重要だと考えています。
			・子供を持つ親としても、子供がどのような道を選ぼうと、弘
			前市なら大丈夫、住むには最高の場所だよ、と誇りを持って言
			える市となるのは本当にすごいことだと思っています。
			・1. 制度導入の趣旨、背景を読み、まったくその通りだと共
49	10	その他	感しました。
			・弘前市でパートナーシップ宣誓制度ができることは、大変よ
			いことだと思います。すべての人が差別や偏見がなく生活で
50	11	その他	きることが望ましいと思います。
			・市としてこうした取組を進めてくださることには、市が性的
			マイノリティである人を、そのセクシャリティをもって排除
			せず、ひとりの人間、ひとりの市民として誠実に向き合ってく
			ださっていることを感じ、とても嬉しく思っています。当事者
			だけでなく、その家族や友人にとっても、大きな出来事であろ
54	12	その他	うと思います。
			・性的マイノリティに関してはいまだに誤解も多く、間違った
			情報を信じている人もおり、一朝一夕では変わらないことも
			多々あるでしょう。知らない・よくわからないということは、
			不安や嫌悪の原因にもなります。
			・市役所においても、どなたが窓口であっても安心してお話し

			できるよう、引き続き職員に対する研修にも取り組み、「差別
			や偏見のない地域づくり」をけん引してくださればと思いま
			す。
			・故郷がこの取組を決めたことを、誇りに思います。
			・実施された際、当人同士の心情配慮して、そっとしておける
			ような(メディア環境含め)環境であってほしい。
			・反対派 (異性愛者) の意見では「普通は子供を産んでどうの、
			子供に悪影響だからこうの」とする話をよくするが、世の中の
			挙げたら切りがないくらい「虐待する親、ネグレクト、いじめ、
58	13	その他	未成年の性的暴行」等は「異性愛者」が「異性愛者を育て、教
			育してきた」事の結果じゃないのか。
			・「若くて子供を育てられない・親の虐待で保護された」等で
			失うような命も、「育てて行ける環境の同性愛者」が救える命
			になれると思います。
			・本制度(案)の導入を心から歓迎し、強く支持いたします。
			・本制度(案)の導入は、同性をパートナーに持つ人たちの婚
			姻の平等が保証されていない日本において、国際人権基準の
			一つである「家族を持つ権利」を非常に限定的にであっても保
59	14	その他	証するものです。
59	14	ረ ሃንጢ	・弘前市で暮らし続けたい、あるいは、弘前市で今後暮らすこ
			とを検討している同性パートナーを持つ人たちにとって、本
			制度(案)の導入の意義は小さくないものと考えます。また、
			生き難さを感じがちな性的マイノリティの子どもたちにとっ
			て、将来への希望にもなり得る制度です。

			・本制度の導入は、性的マジョリティの人たちに何らの実質的
			利害をもたらすものではありません。多様な性的マイノリテ
			ィの人たちの声や、その人たちの平等・尊厳を最も中心に据え
			て制度導入に向けて具体化して行ってくださることを願って
			やみません。
			・この度は、とても大切な制度を作るということを表明してい
			ただきありがとうございます。
			・県内のLGBTQからの相談を聞いてきました。LGBTQ
			の困難は多岐にわたります。その困難はいわゆる一般の人た
			ちの困難に差別や偏見が付加され、より負担の大きいものに
			なります。
			・相談を受けてきた中には、もちろん、弘前の人たちも沢山い
			ます。特に、学生に関しては職業選択に際して「青森に残るか
			別の場に行くか」ということを考え、より自分らしく生きてい
60	15	その他	きたい、という思いから、弘前を出る、青森を出る選択をする
60	15	てり他	人も沢山いました。
			・制度は、パートナーシップを宣誓する人だけに影響するわけ
			ではありません。LGBTQにとって、何かあった時には、自
			分達がいないことにされる町ではないということを伝えるこ
			とになります。社会に規定されていないからこそ、さまざまな
			差別や偏見が当事者たちを困難に追いやります。弘前のパー
			トナーシップは、LGBTQにとって、「このまちで生きてい
			く」ことを肯定してくれることです。制度の策定をお願いいた
			します。
			<u>l</u>

61	16	その他		・性に対する多様性への共感が広がり、差別や偏見のない地域 づくりが進むことを期待できる非常に良い制度だと思う。	
01	10	<i>ረ የንነ</i> ሙ		うくりが延むことを効付てきる弁市に良い制度だと心り。	
			-	・弘前市がパートナーシップ宣誓制度を取り入れる事に賛成	
				です。	
				・ジェンダーの人のためにというか、性別に関係なく、あずま	
63	17	その他		しく暮らせるように市でも取り組んでほしい。	
0.5	11	-C 07世		・宣誓する人は、勇気ある人だと思います。その人の心に寄り	
				そう姿勢があればどれほど今まで不便でも救われると思いま	
				す。	
			1. 制度導入の	・何ら緊急性はないし、無用の政策である。	・市では、「弘前市男女共同参画プラン 2018~2022」 において、
			趣旨、背景につ	・弘前市喫緊の課題は少子化対策で在り、少子化対策には全く	基本目標「すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向け
			いて(導入に反	資するものではない。なぜ、新生児が絶対に誕生しない存在へ	て」を実現するための施策の方向として、「高齢者、障がい者、
			対するもの)	の保護を率先せねばならないのか。	性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備」を
3	18	その他		・セクシャリティの公表を伴う制度利用は、ある意味で自己抹	位置づけ、各種施策に取り組んでいます。
	10	CVIE		殺である。社会的な意識共有が出来ていない中で制度だけ先	・その中で、性的マイノリティの方が安心して暮らせるよう、
				行させるには無理があることを気付いていない。この制度は	市が定める各種様式からの不要な性別欄の削除、市職員が理
				保護ではなく、むしろ人権の蹂躙にさえつながるだけだ。取り	解を深めるための研修、市民向けのセミナーなどを実施して
				下げるべき政策である。	おり、今後も継続して取り組みます。
					・本制度は、こうした取組の一環として実施するものであり、
				・「弘前をどんなにひどいまちだと考えているんだ。馬鹿にす	本人の意思で選択できない性的指向や性自認により生きづら
				るな!」という思いになります。「本当に弘前というこのまち	さを感じている方を対象とし、お互いをパートナーとして生
4	19	その他		を愛しているのか!」という思いになります。マイノリティへ	活を送りながらも、様々な場面で生きづらさを感じている
				の理解という言葉を口にするなら、このような感じ方もある	方々の不安な思いを少しでも軽減、解消できるように取り組
				ことを認めて、制度導入趣旨、そして制度導入自体の必要性を	むものです。

			もう一度再考していただいたいです。	
			・制度ではなく、市民の「思いやり」で、性的マイノリティの	
			人たちの悩みや生きづらさを解決できるようにしていく方向	
			へ舵取りができないでしょうか。その方が本当の「心豊かに暮	
			らせるまち」弘前市となっていくのではないでしょうか。現状	
			では制度導入に反対とさせていただきます。	ı
			・「多様な価値観」という名の元で「多様な性」「いろんな結婚	-
			のかたち」などという教育を行ったりするのではなく、「同じ	
			性の人を好きになる」「同じ性の人と結婚したい」というのは	
6	20	その他	認められない、という価値観に対して理解を求めていくこと、	
			及び教育を同性愛の方々に行っていくと、ということも否定	
			させるべきではないと思います。制度導入には反対致します。	1
			・既存の社会規範(全てではなく一部であっても)を否定しに	_
			かかる、ということがこの制度導入を契機として行われてい	
			くことがあってはならないと思います。	
7	21	その他	・「東北で初」ということをアピールしたいというような個人	
			的な思いをもってこの制度導入を早まってほしくないと思い	
			ます。	
			・誰が見ても「善」ということ、「善」という範囲においての	
			「多様な」ということにしないと、極端な例ですが、「人の命	
8	22	その他	よりお金を重んずる」という価値観に対しても認めていこう、	
			などというように「何でもあり」ということで、「多様な価値	
			観を認め合う」ことが非常に苦痛を伴うものになり、自分らし	
	1		•	

- ・既存の婚姻制度や家族制度、典型とされる異性愛及び多数者 マイノリティの を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすも こしていく方向 のではありません。
- の「心豊かに暮 ・提出する宣誓書及び交付する受領証に法律上の効果はあり しょうか。現状 ませんが、宣誓の内容に虚偽又は不正があったとき、不正の目 的をもって受領証を使用したときは、宣誓を無効とし、受領証 の返還を求める旨規定します。
- 「いろんな結婚 ・取組に際して、他自治体間でのスピードを競うものではなく、「同じ く、これまでも、市の様式から性別欄を削除するに際して必要 な条例の改正を審査する市議会の委員会において、性的マイノリティの方に対する市の施策について議論されているほか、市議会本会議における質疑においても本制度の導入について取り上げられるなど、市議会でも議論されてきたところです。また、男女共同参画プラン懇話会においても本制度の導も)を否定しに 入について議論しています。
- ・市では、本制度だけではなく、様々な行政課題に対し、弘前 市総合計画等に基づき計画的に取り組んでいます。

		1	Total Commence of the Commence
			く生きられる地域づくりを妨げることになるのではないでし
			ょうか。この制度を盾にして「悪」なる価値観、人を不幸にす
			る価値観が学校教育現場など、社会に蔓延することを引き起
			こすのではないかと考えられますので反対いたします。
			・「性的趣向」により同性の方に好意を寄せている人々におい
			てはこの制度導入は必要ないと思います。「性同一性障害」の
			方々にとって必要なことを優先的に考えた方がいいと思いま
			す。制度導入には反対します。
11	23	その他	・「東北初」というところに価値をおいてということであれば
			腹立たしいですし、検討すべきこと、議会で議論すべき重要な
			ことはもっと他にあるし、この制度自体も、もっと深く審議し
			ていただきたいです。
			「正しい価値観」、「正しくない価値観」という善悪の判断基準
			を明確にしないままに「互いに多様な価値観を認め合いなが
	24		ら」ということを言い出すと様々な恐ろしいことになると思
13		その他	います。先ずは「様々な事情によって婚姻の届出ができずに悩
13	24	~ V){[LL	みや生きづらさを感じている」弘前の市民の方々(他の市町村
			ではなく)の実際の声を聞かせていただきたいと思います。制
			度導入には反対いたします。
			「性的マイノリティの人たちをはじめとする、人の多様性へ
17	25	その他	の理解」という言葉に危険性を感じます。むしろ「性的マイノ
17	20	て 771世	リティの人たちへの理解と共感が広がり」とした方がまだ理
			解しようとする対象が明確だと思います。「人の多様性」とい

			> よ) 、よ) 、 十 riu -
			うあいまい表現、解釈が多岐にわたる可能性がある表現は入
			れない方がいいと思います。このままでの制度導入には絶対
			に反対です。
			・このパートナーシップ宣誓制度が、性的マイノリティの人た
			ちへの差別や偏見をなくすことにつながらないと思います。
			「同性の人を好きになる」という性的趣向に制限をかけるこ
18	26	その他	とはしてはならないと思いますが、性同一障害という「自分の
			性に違和感がある」という精神的、心的なことへの対処は別に
			考える必要があると考えています。制度導入に反対します。
			・「性的マイノリティの人たちをはじめとする人の多様性への
			理解と共感が広がり、差別や偏見のない地域づくり」とありま
21	27	その他	すが、「性別を差別」とするような旨が込められているのでは
			ないでしょうか。制度導入には絶体反対です。
			・認めることができない価値観に対して「これは認めることが
			出来ません」と声をあげることが出来なくなるような威圧感
			を感じます。私はこの制度導入が性的マイノリティの人たち
			を尊重することだとは思わない価値観を持っているのでこの
	00		ような趣旨でこの制度を導入されると、私は生きづらさを感
22	28	その他	じるし、弘前市が私にとって「心豊かに暮らせるまち」ではな
			くなってしまいます。制度導入には反対します。

	ı		
		その他	・性的マイノリティの人たちへの理解と共感が難しいとする
25	29		人たちの価値観は、強制的に否定され、価値観を変えるように
20	29	~ 0711€	されてしまうのではないでしょうか。制度導入に反対します。
			・私は戸籍上の性別は絶対に必要だと思っています。「とらわ
			れず」という言葉を使っているということは、この制度が導入
0.0	0.0	7 0 114	されれば、この制度を振りかざして「戸籍上の性別は差別だ」
26	30	その他	としてくるのでしょうか。この制度を導入しようとする人の
			思想に危険性を感じますので、制度導入に反対します。
			・「差別や偏見」とありますが、どのようなことを差別や偏見
			としているのでしょうか。
		その他	・「多様な価値観」「人の多様性」など、あいまいな表現、意味
28	31		するところが広範囲なあまり悪用される可能性を持つ表現が
			多すぎます。私たちの生活、そして、この弘前市を守るために
			も制度導入に反対します。
			・わずか7行の説明では市民が意見を述べるほどの情報とは
			なり得ない。
			・LGBT には、本当に保護すべき対象者と性的嗜好を持つもの
			を十把一絡げにして、全て保護しようという極めて乱暴な議
29	32	その他	論となっている。
			・現行の婚姻制度を否定するものである。
			・この制度は婚姻・性に関する問題に限らず、あらゆる社会規
			範、社会秩序を破壊することにつながる。なぜなら、婚姻・性
			に関して何でもありの多様性を認めるならば、当然他の社会

	,		
			事象についても多様性をすべて認めろ、ということになる。
			・この制度のような権利主張を野放しにして多数の人々の正
			当な利益を侵害する行為を、権利使行の名目の下に是認すべ
			きではない。
			・この制度は成立・施行した後は、間違いなく学校教育での指
			導に関係してくる。男女間だけでなく同性愛も自由な選択の
			一つだと教える学校教育になれば、これからの児童生徒の健
			全な恋愛観・結婚観・人生観の育成に大きな支障・障害となる
			だろう。
			・性的マイノリティの主張のみを大きく取り上げ、マジョリテ
			ィ(多数者)の意見に耳を傾けないのは不公平そのものであ
			る。多様な価値観を認め合うのであれば当然多数者の意見も
			多く聞かなければならない。
			・社会規範を破壊するものであり、反対する。
			・「個人の権利」の主張が強くなり、個人の考えに制限を加え
30	33	その他	るものはすべて排除しようとすることにつながりかねませ
30	33	~ V)¶ <u>u</u>	ん。制度導入には反対します。
			・「性的マイノリティの人達に理解を示すことはできない」と
			いう価値観を持った人に対しても、それを尊重し、認めていく
			ことが当然だと思います。しかし、この制度が導入されると
31	34	その他	「性的マイノリティの人達に理解を示さない人は悪だ」とい
			うレッテルが貼られてしまうのではないでしょうか。制度導
			入には反対致します。

		・この制度が導入されると「性的マイノリティの人たちは理解 し難い」という人たちに、「理解を促す」という域を越えて、
		〕難い」という人たちに 「理解を促す」という域を越えて
1		
32 3	35 その他	「理解を強要する」という教育などが行われていくことにな
32 0	50	らないでしょうか。このことが不安ですので制度導入に反対
		です。
		・この制度導入に反対です。「差別や偏見」とありますが、ど
		のようなことを差別や偏見としているのか疑問に思います。
		・「多様な価値観」とか「人の多様性」とかあいまいな表現が
33 3	36 その他	あり、意味するところが広範囲過ぎて、悪用される可能性を持
		つ表現が多すぎます。ということは、この制度自体悪用される
		可能性を孕んでいるということではないでしょうか。
		・この制度が導入されると「性的マイノリティの人たちは理解
		し難い」という人たちに、「理解を促す」という域を越えて、
36 3	37 その他	「理解を強要する」という教育などが行われていくことにな
), C.>/E	らないでしょうか。制度導入に反対です。
		・個人の権利が独り歩きしてしまうと、個人の権利が少しでも
		制限されるような既存の社会規範や社会秩序が全て「悪」とい
		うレッテルが貼られてしまい、それらを排除する方向性に舵
	7 - 11	が取られるようになると、規範や秩序が大きく乱れ、社会が混
41 3	38 その他	乱してしまいます。このようなことが憂慮されるので、この制
		度導入には反対します。

			・この制度により性的マイノリティの人達が抱えている悩み
			や、感じている生きづらさが解消されるとは思いません。まし
			ては、この制度が弘前市を心豊かに暮らせる町とするとも思
42	39	その他	えないし、差別や偏見のない地域づくりにつながるとも思え
			ません。制度導入の趣旨に全く同意できないので制度導入に
			反対します。
			・この制度が「これもあり、それもあり、否定するのは悪だ」
			みたいに乱暴に扱われる恐れがあるのではないでしょうか。
43	40	その他	この制度導入が私たちの生活をかえって乱れさせ、「心豊かに
43	40		暮らせないまち弘前」となってしまいそうなので、制度導入に
			反対です。
		41 その他	・本来、男性と女性から生命がたん生するのが自然のなりたち
			と思って今日まで生きてきたので、不思議な感じでとらえま
			した。この方達にもいろいろ事情があってのことと存じます
4.4	41		が、このことによって差別につながっていくことがあると思
44	41		うときに、将来・未来において心配ですし、この制度導入に対
			して容認することだけが善いことだと思いませんので、反対
			致します。
			・「男女共同参画プランに基づき」とありますが、この「男女」
			というふうに表現しているのに、なぜそのプランから「性的マ
47	42	その他	イノリティの人達をはじめする、人の多様性への理解と共感
			が広がり」ということが出てくるのでしょうか。
			・男女共同参画プラン自体も、これまで歴史を積み重ねて築か

			1. 一个人,一个人们是一个人们是一个人。			
			れてきた価値観を否定し、社会秩序を乱すものだと感じてい			
			ますので、この制度導入には絶対に反対です。			
			・「自分の考え通りに生きられないようにするものは、個人の			
			尊厳を重んじていないものだから排除しなければならない」			
	40	7 0 14	としながら、既存の様々な倫理観や規則、法律までもが否定さ			
51	43	その他	れてしまうことになるのではないでしょうか。制度導入には			
			絶対に反対です。			
			・制度導入の趣旨、背景を読むと解釈の仕方がとても広範囲に			
		その他	なると思いました。例えば「こういう解釈もできる」としなが			
			 ら、乱用・悪用され、「差別問題」として騒ぎ立てられ、傷つ			
52	44		 く人も出てくるのではないでしょうか。制度導入には反対し			
			ます。			
			- 「性的マイノリティの人たちをはじめとする、人の多様性へ			
			の理解」という部分について、むしろ「性的マイノリティの人			
			達への理解と共感が広がり」とした方がまだ対象が明確だと			
						思います。「人の多様性」という言葉はあいまいさがあり、解
			釈の仕方によってはかなり乱暴な使われ方をするのではない			
55	45	その他	かと不安になります。例えば「人は男性と女性だけではないん			
00	10	CVAIE	だよ」などということが語られるということです。このままで			
			の導入には絶対に反対です。			

	-		
			・「多様な価値観」、「人の多様性」などあいまいな表現が入っ
			ています、単純にこのような表現を省けばいいということで
			はなく、このようなあいまいな表現をする目的があるのだと
F.C.	46	20 M	思います。この制度を推進する思想に危険性を感じますし、あ
56	46	その他	いまいな表現の言葉を自分に都合がいいように解釈され乱
			用、悪用される危険性がある制度だと思いますので、導入に反
			対します。
			・なぜ、双方の性的少数者のみならず、一方が性的少数者でも
		7 その他	証明書を取得する資格があるのかという事である。カップル
			の一方が性的少数者で、他方は、性的多数者でも良いという事
			である。となれば、双方が性的少数者のカップルでなくても良
			いという事である。その理由とは何かを具体的に示すことが
			必要である。
			・「弘前市パートナーシップ宣誓制度」という名称の同制度は、
			性的少数者が使用できる制度であると思われるが、この制度
E7	47		の趣旨は、「戸籍上の性別にとらわれず」という文言になって
57	47		いるが、「戸籍上の性別にとらわれても良い」という意味にも
			ならないのか。
			・弘前市が同制度を導入することで、同性婚合法化の容認に傾
			くという懸念が持たれてしまいかねない。なぜなら、公然な事
			実として、同性パートナーシップ制度の次の目標は同性婚で
			あるからである。
			・同制度を導入することによって異性(性的多数者)パートナ
			ーシップ制度導入が要請される可能性が出てくる。札幌市や
			千葉市のように同性と異性パートナーシップ制度両方が導入

されるようになって行く。そして、さらに、複数人のパートナーシップ制度導入の要請の声が出てくることも考えられないことはない。これは、根本的に、当事者たちは性的指向と性自認を理由に、性的少数者となっていて、現在の法律上、同性婚はできないから同性パートナーシップ制度での対応となるが、両性愛者は、性的指向が男女両方に向かっているゆえに、複数人のパートナーシップ制度の導入が求められる根拠をもっことになる。同性パートナーシップ制度のみ導入すると、平衡性が保てなくなるので事実上、「差別」と見做されることもあり得よう。

・同制度の証明書をもっている者たちだけが、待遇に与かり、 双方が性的多数者である「同性の親友同士」が同じ待遇を受けなければ、「差別」となり得るのではないか。「同性愛関係にある同性同士」と「友情関係にある親友同士」の間に差を付ける理由はどこにあるのかということである。なぜ、同性パートナーの資格に「同性愛」は良くて「友情」は駄目であるのか。弘前市のパートナーシップ制度の証明書交付の資格者として、一方が性的多数者でも良いことになっているが、性的少数者と性的多数者のパートナーシップは、「同性愛」ではなく、「友情」で結ばれているのではないか。この「友情」で結ばれている性的少数者と性的多数者のパートナーシップは資格者として認定され、同じ「友情」で結ばれている性的多数者同士は認定されないことは差別ではないか。

・同制度は法律上の婚姻ではないので、双方が何度、離別して も、「離婚」とはならず、何度でもこの制度を利用することが できる。また、双方が離別しても、市役所に届け出をしないか ぎり、有効期限がなく、再発行の手続きがないのでいつまでも 有効である。また、色々な形で悪用される可能性も十分にあり 得る。

- ・同性婚が合法化されていない中で、公的機関である自治体が 同性婚の準婚姻となるような同性パートナーシップ制度を導 入できる立場にあるのかということである。
- ・多くの国民が同性パートナーシップ制度導入や同性婚合法 化に反対したり、懸念を示しているのは、性的少数者を差別し 排除し苦しめることが目的ではない。それは、同性パートナー シップ制度導入や同性婚合法化は、性的少数者だけに留まっ て終わる個人的な問題ではなく、社会全体に影響を与える、社 会的、教育的、倫理・道徳的な領域等に必然的に関係する、極 めて重大な問題、そして、宗教の信仰や価値観に直面する問題 となるからである。
- ・私は、基本的に自治体によるパートナーシップ制度導入には 不公平な問題をはらんでおり、自治体を混乱させる余地があ るので同制度導入には賛成できないので撤回することを求め る。自治体が法的効力のないパートナーシップ制度の証明書 を交付しなくても、性的少数者を含め、全ての社会的少数者の ために様々な行政の手続きがスムーズにできるように行政に よる施策を講じることが公正であろう。或いは、弘前市の全て の社会的少数者を含む、すなわち、弘前市民なら誰でも資格対 象者となる「互助関係制度」のような制度を導入し、証明書を 交付することである。これが、全弘前市民に対して公平性を保 ち、市民の理解が得られ、暮らしやすい自治体となり得るので はないか。

			・「人の多様性」という言葉に含まれる意味合いが、「いろんな
			性格の人がいる」ということではなく、「人は男性と女性だけ
			ではないんだ」ということなのだとしたらとても恐ろしい内
62	48	その他	容であり、価値観の混乱を招くのではないでしょうか。この制
			度導入の趣旨には添うことができないので、制度導入に反対
			します。
			性的マイノリティの人達が差別や偏見を受けた被害の実例、 ・平成29年に内閣府が実施した世論調査では、性的指向に関
			その件数がどれほどあったのでしょうか?そのようなことも する人権問題として「どのような人権問題が起きていると思
5	49	その他	示されていないのに、この制度の導入の必要性を判断はでき うか」との問いに対し、「差別的な言動をされること」49.0%、
			ません。今のこの時点での制度導入には反対いたします。 「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」35.0%など
			の結果が示されています。
			・「弘前市には性的マイノリティの人たちに対する、差別や偏 ・当事者の方や支援者の方からは、性的マイノリティの人に対
			見がありますよ」と断定して言われているように感じます。そ する間違った情報や誤解されている市民も少なくないという
			れはものすごく弘前市民を馬鹿にしているのではないでしょ ご意見が寄せられております。間違った情報や誤解は差別や
34	50	その他	うか。
			・この制度が「差別や偏見のない地域づくり」には、結びつか 方が安心して暮らせる環境整備の一環として、本人の意思で
			ないと思いますので、制度導入には絶対反対です。 選択できない性的指向や性自認により生きづらさを感じてい
			る方を対象とし、お互いをパートナーとして生活を送りなが
			・「性的マイノリティの人たちに対し、理解できない、共感で らも、様々な場面で生きづらさを感じている方々の不安な思
			きない」ということは「差別や偏見」とは違う意味あいなので いを少しでも軽減、解消できるように取り組むものです。
			はないでしょうか。一律に「差別、偏見」をしていると思わな・既存の婚姻制度や家族制度、典型とされる異性愛及び多数者
35	51	その他	いで頂きたいです。性的マイノリティの方々には特に偏見をを否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすも
			持っているわけではないのです。しかし、制度を作るというこのではありません。
			とには私は反対致します。

	1		
			・弘前市における性的マイノリティの人たちが差別や偏見を
			受けた事例はあるのでしょうか。私は性的マイノリティの人
			たちを差別したことも偏見を持ったこともありません。あた
0.5	50	7 - 11	かも「この弘前は差別や偏見があるひどい地域だ」と言われて
37	52	その他	いるように受け取ることが出来るので、ものすごく反感を覚
			えます。ですから、こんな趣旨での制度導入には絶対に反対で
			डे .
			・私を含め弘前市の市民は性的マイノリティの人たちに対す
			る差別や偏見があるように思えないのです。かえって制度導
0.0	53	その他	入により、行き過ぎた批判が浴びせられることが起きてきて、
38			この地域社会の雰囲気を壊すことになるのではないかと思い
			ます。この制度導入には反対いたします。
		64 その他	・私は、一人一人の人権は大いに認めるところではあります。
			しかし、差別・偏見の意味をはき違えているように感じて甚だ
	5.4		ショックでした。このような制度を取り入れることは、他にも
39			影響を与えていくように感じられとても危険を感じます。そ
39	54		して残念なことには、弘前に先駆けてこの制度を受け入れよ
			うとしていることはこれもショックです。この制度導入には
			断固反対いたします。
			・私を含め今の弘前市の市民、あるいは地域社会には、性的マ
F0.		7. 10 lih	イノリティの人たちに対する差別や偏見があるようには思え
53	55	その他	ないです。かえって制度導入により、発行される受領証への対
			応に行き過ぎた批判が浴びせられる場面、事例が出てきて、こ

			の地域社会の雰囲気を壊すことになるのではないかと思いま す。この制度導入には反対します。
40	56	その他	・時代は少子化に進んでいます。今回の制度はそれに拍車をか ・少子化対策は市の重要課題でありますが、本制度とは別な課 けるのではないか、結婚を面倒だと思う人が増えています。制 題として認識しています。市では、少子化対策を含め、様々な 度を導入しなくてもそこはそこで個々の問題だと思います。 行政課題に対し、弘前市総合計画等に基づき計画的に取り組
		C / 13	んでいます。
			・個人個人の性的指向を市が証明するというのに意味を見出 ・本制度は、個人の性的指向を市が証明するものではなく、本
			せません。義務・権利が発生しないのなら尚のこと。 人の意思で選択できない性的指向や性自認により婚姻ができ
12	57	その他	・あいまいなものに市のリソースを使うのは市民として本当ないお二人が、お互いをパートナーとして支え合い、協力し合
12	57		に違和感があります。もっと他に先にやることがあるのではうことを約束して宣誓し、その「宣誓がされたこと」を証明す
			ないでしょうか。 るものです。
			・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められて
			・わが子にどの様に説明し、理解させるか、将来少子化の原因 いる市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣
		その他	の一つになる事、言い方はよくないかもしれませんが、どのよ 誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、
			うに接していけばよいのか?など、不安内容が多く、ガイドラ 民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。
16	58		イン的なものがあればと思います。 ・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容につい
			・市民にこの制度を理解できるような内容でなければこの制 てご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成す
			度導入に対し賛同できず反対致します。 ることとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方
			が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現につ
			・市が「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する旨 いてはご意見を参考とします。
			が明記されており、この宣誓書受領証を発行する対象も、定義・本制度を契機に、市民の間に理解と共感が広がることを市と
23	59	その他	と「宣誓することができる者」のところに明記されています して期待しています。また、学校現場においても正しく理解さ
			が、この宣誓書受領証を提示された側が、どのように対処しなれるよう、周知いたします。
			ければならないかの規定がないので、いろんな混乱が生じる

	ı		
			ものではないでしょうか。
			・このままでは、提示された側が「これを提示されても駄目な
			ものはだめです」とする場面もあるでしょうし、さらにこのよ
			うな場面で、提示された側がひどく非難されてしまうことも
			生じてしまうでしょう。
			・弘前市が「心豊かに暮らせないまち」になってしまいそうな
			ので制度導入に反対します。
			・「法的に『婚姻』のような親族関係やそれに付随する義務・
			権利が発生するものではない」とあるので、この「弘前市パー
			トナーシップ宣誓書受領証」がいったいどのような取り扱わ
24	60	その他	れ方をされることになるのか、想像ができません。受領証を受
			け取った方々の価値観で乱用されることになりかねないかと
			危惧されるので、制度導入に反対します。
			・市が「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する旨
			が明記されており、この宣誓書受領証を発行する対象も、定義
			と「宣誓することができる者」のところに明記されています
			が、この宣誓書受領証を提示された側が、どのように対処しな
			ければならないのかが明記されていません。「制度導入の趣
48	61	その他	旨、背景」の内容の解釈の仕方が様々になりそうで怖いものを
			感じます。
			・弘前市が「心豊かに暮らせないまち」になりそうなので制度
			導入に反対します。

2	62	文章修正等	1.制度導入の趣旨、背景について(記載の内	・3行目、自分らしく生きられる「地域づくり」を「まちづくり」に取り組んでいます。にしたらいかがでしょうか。	・今後、要綱を作成するにあたって、文言を整理する際にいた だいたご意見を反映いたします。
15	63	文章修正等	容)	・弘前市男女共同参画プランでは読点がない ・弘前市男女共同参画プランでは明確に標語となっていることから、以下のように表現を改めていかがでしょうか。 現行:弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち弘前」 変更案:弘前市総合計画に基づく弘前市男女共同参画プランでの「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」	・弘前市男女共同参画プランに掲げる基本理念内の読点はご指摘いただいたご意見を反映いたします。
15	64	反映困難		・弘前市男女共同参画プランでは明確に標語となっていることから、以下のように表現を改めていかがでしょうか。 現行:弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち弘前」 変更案:弘前市総合計画に基づく弘前市男女共同参画プランでの「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」	・弘前市男女共同参画プランに掲げる基本理念は、弘前市総合 計画においても変わらない考え方ですので、現行のままとい たします。
46	65	その他		・「戸籍上の性別にとらわれず」という文言は他の自治体の同制度には用いられていないように思いますが、この文言を入れた理由は何でしょうか。	・本制度は、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により婚姻ができない方を対象として実施するものであり、戸籍上の性別が同性であるか、または異性であるかを問わないものです。

			・「法的効果が生じるものではありません」とありますが、作	・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められて	
			らかの行政サービスの恩恵を与えることを意図して、制度化	 いる市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣	
14	66	文章修正等	しようとしているならば、それをはっきり明記していないの	- 誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、	
			は、説明が不充分だと思います。	民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。	
				・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容につい	
			・「何ら法的効果が生じるものではありませんが」とあります。	- てご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成す	
			「一定の範囲で婚姻関係や事実婚と同様のサービスを受ける	ることとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方	
15	67	文章修正等	れる場合があります。」のようなことはないのでしょうか。	が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現につ	
				いてはご意見を参考とします。	
			・法的効果がないとしても、市として公に交付するものなの		
			で、それがどのような場面で効果があるのかを明記してほし		
20	68	文章修正等	いです。弘前市民がこの宣誓によって公的に得られるメリッ		
			トについても明記してください。		
			・「法的な『婚姻』のような〜発生するものではない。」のとこ		
40	60	to the the	to the liber of both	ろが、具体的にわからないと思われるので、具体的な例をつけ	
49	69	文章修正等	た方がいいと考えます。		
			・「法的な『婚姻』のような親族関係やそれに付随する義務・		
FO	70	立	権利が発生するものではない。」とあるが、具体的には何を意		
50	70	文章修正等	味するのかよくわからない。		
			・宣誓によって何らかの法的効果が生じるものではないこと		
54	71	文章修正等	法的な「婚姻」のような親族関係やそれに付随する義務・権利		
04	11	人早心止守	が発生するものではないことが明記されておりますが、逆に		
			この制度によって何か変わることはあるのか、何故この制度		

				が必要なのか、どんな場面でどのように利用することを想定しているのかが、制度案単体ではわかりにくいかと思います。この制度によって市が目指している「差別や偏見のない地域づくり」がわかりやすく具体的になるよう、パンフレットや市民講座などで、制度とその意義の周知・浸透を進めていただけたらと思います。	
1	72	文章修正等	2. 概要について	・医療機関の対応については、まだまだ不十分さを感じています。弘前市内の市立病院や国立病院機構等の医療機関では、配慮のある対応を望みます。 ・制度概要には、「法的な婚姻のような・・・」と書かれておりますが、公的医療機関での書類整備や宣誓書の提示による配慮ある対応を推奨している等の附記があると、市全体でこの制度に取り組んでくれているということがわかりやすいと思います。	・これまでも弘前市立病院では、性的指向や性自認を理由としたいかなる規制や制限も行っていませんが、制度導入を機に他の医療機関等を含め、周知等に努めてまいります。 ・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められている市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、医療機関も含め、民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。 ・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現についてはご意見を参考とします。
2	73	その他		・要綱の素案の作成はいつ頃	・寄せられたご意見等を参考に、令和2年12月中に要綱を制定する予定です。
15	74	反映困難		・制度の概要のため、手続きに類する「~発行する」は不要と 考えられますので、以下のように短縮してはいかがでしょう か。	・当該文書は、制度の概要をパブリックコメント用にわかりやすく記した文書であり、要綱の記載事項とは異なりますことをご了承ください。

	1			田仁 ナギット・テローッ 「コンナー・゜ 」 1 、 ニット・ロ	州南(える)、マウムノ東伽の(な)、 上州市の香じなよウン・・・
				現行:市がそれを証明する「弘前市パートナーシップ宣誓	・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容につい
				書受領証」を発行する。	てご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成す
				変更案:市がそれを証明する。	ることとしていますので、いただいたご意見を参考とします。
			4. 宣誓をする	・(・・・養親子等) にないこと。細かい点は要綱に記述する	・要綱においては民法の規定を明示、詳細については今後作成
2	75	文章修正等	ことができる者	のか。また、(等)には外国籍の方も対象となるのか。	予定の周知用リーフレット等に記載します。
			について		・外国籍の方も対象にしたいと考えています。
			-	・外国籍の方も利用できるような想定で要綱を策定してほし	
46	76	文章修正等		いです。	
			-	・宣誓の対象が「双方又はいずれか一方が性的マイノリティで	・本制度は、弘前市男女共同参画プランに基づき、性的マイノ
				ある二者」という部分が非常に残念です。様々な事情で婚姻し	リティの方が安心して暮らせる環境整備の一環として、本人
				ていない、できない異性カップルも対象とすることで、大多数	の意思で選択できない性的指向や性自認により生きづらさを
10		F 11 F 17 H/A		の異性愛者の市民の皆様が、自治体のパートナーシップ制度	感じている方を対象とし、お互いをパートナーとして生活を
10	77	反映困難		の必要性や、選択的夫婦別姓、同性婚など家族のあり方に関す	送りながらも、様々な場面で生きづらさを感じている方々の
				る様々な問題を自分ごととして捉え考えるきっかけとなりま	不安な思いを少しでも軽減、解消できるように取り組むもの
				す。	です。
					・事実婚については、婚姻に準ずる一定の関係性が認められる
				・性的マイノリティの人だけが使える制度としている自治体	など、性的マイノリティの方とは事情も異なるものと考えて
				は、もう少ないです。なんらかの理由で法律上の婚姻を選ばな	おり、本制度の対象とはしないものです。
				い人たちにとっても使える制度にしてください。	
				- 性的マイノリティに限定することは当事者探しにもつなが	
20	78	反映困難		るリスクがあることをご理解ください。	

46	79	反映困難		・千葉市や横須賀市など他の自治体でも前例がありますが、事 実婚カップルも利用できる制度にすべきではないでしょう か。	
12	80	その他		・(3) 〜宣誓をする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。とありますが、これを証明するのは困難。	・本制度は、お互いをパートナーとして支え合い、協力し合うことを約束して宣誓し、その「宣誓がされたこと」を証明するものです。届出の際には戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)により、配偶者がいないことを確認します。 ・宣誓の要件を満たさなくなったことが判明した場合には無効とし、受領の返還を求める旨を規定します。
46	81	反映困難		・「(2)市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予定していること。」を「(2)市内に双方又はいずれかが住所を有している又は市内への転入を予定していること。」にしてほしいです。 ・できれば、「市内に在勤あるいは在学している人」も使えるようにはならないでしょうか。	か月以内の転入予定を要件としますが、その後の転居につい
15	82	反映困難	5. 宣誓の流れ について	・「流れ」は制度のわかりやすい説明としてはあり得る表現と 思いますが、本文書は制度そのものなので、以下のようにして はいかがでしょうか。 現行:宣誓の流れ 変更案:手続方法	・当該文書は、制度の概要をパブリックコメント用にわかりやすく記した文書であり、要綱の記載事項とは異なりますことをご了承ください。 ・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、いただいたご意見を参考とします。

15	83	反映困難		・2の要綱及び前述の表現短縮との関係から、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現行:(3)弘前市パートナーシップ宣誓書受領証(~)に変更案:(3)弘前市は宣誓を証明する弘前市パートナーシップ宣誓書受領証(~)に	
54	84	文章修正等		・提出された宣誓書や必要書類及びそのデータは、市役所のどちらで管理され、どの範囲まで紐づけされるのでしょうか。住民票・戸籍個人事項証明書・本人確認書類とともに宣誓書を提出するので、性的マイノリティの人にとっては個人情報の束を添えてカミングアウトをすることになります。担当課で保管・管理されるのみなのか、データ化され他課でも閲覧できるように住民情報と紐づけされるのかなど、地元であるからこそ気になる人もいるかと思います。制度開始の際には手続きの流れだけでなく、市役所の中で個人情報がどのように扱われるのかも含めて、利用を希望している人に向けたQ&Aなどの解説を用意いただければと思います。	・宣誓に係り得た個人情報は、受領証発行のために必要とするものであり、他の目的による内部利用や目的外提供しません。データの保管・管理は事務を取り扱う企画部企画課のみで行われる予定です。利用される方にもわかるようにガイドライン等に記載します。
2	85	文章修正等	6. 必要書類に ついて	・(1) 宣誓書について、小型のキャッシュカード程度の大きさのものも作成するのか。 ・(4) 運転免許証などとあるが、もっと詳しく提示した方が。 ・東京都渋谷区のような「公正証書」についても検討されているのか。	・(1) 宣誓書はA4サイズを、市が発行する宣誓書受領証は キャッシュカード程度のサイズを予定しています。 ・(4) 本人確認書類については、具体的な書類等をガイドラ イン等に掲載することといたします。 ・公正証書の作成、提出は求めません。

15	86	文章修正等	7. 受領証の返 還について	・法律上は「意思」が一般的 現行:宣誓した双方の意志により、 変更案:宣誓した双方の意思により、	・ご指摘のとおりご意見を反映いたします。
15	87	記述済み	9. その他につ いて	・市庁舎ではない場所や開館時間外の場合には例外的に有料にするのかどうかご検討ください。・宣誓場所がもともとあいまい	・事前に調整する日時等の中に場所も含まれます。当事者と調整して決定します。場所によって宣誓の手続きが有料になることはありません。
54	88	記述済み		・「宣誓書において通称名を使用することができる。」とされていますが、これはあくまでも「宣誓書で使用できる」という解釈で、住民票等には影響しないと考えてよいのでしょうか。 ・行政文書の性別欄については見直しを進めてくださっていると以前報道されていましたが、例えば市の施設で発行する利用者カードのようなものでも通称名の使用したり、氏名の表記を省略できるものがないか、今後検討を進めていただければ幸いです。	・通称名は、本制度の宣誓書及び宣誓書受領証のみで使用することができるもので、他の一切の書類には影響しません。 ・また、他の制度における通称名の使用、氏名表記の省略については現状では予定はありませんが、必要性を踏まえて今後検討します。
46	89	検討	その他	・九州や神奈川などで、パートナーシップ制度を他市町村と相 互利用できる前例があります。同様の制度のある他市町村と 制度を相互利用できる余地を条文に記しておいてほしいで す。	・自治体間による制度の相互利用については、既に導入している事例などを参考に、必要性を踏まえて今後検討します。

・【受付】は意見提出日時順の付番